

令和6年4月

保護者の皆様へ

柏原市教育委員会

令和6年度 支援教育就学奨励費制度のお知らせ

柏原市教育委員会では、心身に障がいのある児童・生徒の保護者様の経済的負担を軽くするため、就学に必要な経費の一部を援助する制度を実施しています。

この制度は、毎年申請が必要です。 なお、就学援助と支援教育就学奨励費の両方とも申請はできますが、同時に受けることはできません。どちらも認定基準を満たしている場合は、支給額の多い就学援助費を認定とします。

また、生活保護費から学用品費、給食費等を受給されている方は、対象外となります。

なお、新入学学用品費は前年度に就学援助制度の小学校入学準備金または中学校入学準備金が支給されている場合は、対象となりません。

申請書は、令和6年6月に配布します。お手元に届かない場合は、担任の先生に申し出てください。

対象者

- 1 柏原市立の小・中学校の支援学級に在籍している児童・生徒の保護者
- 2 普通(通常)学級に在籍する一定の視覚・聴覚および知的等の障がいのある児童・生徒（学校教育法施行令第22条の3）の保護者（裏面に記載）
- 3 普通(通常)学級に在籍し他校の通級指導教室に通う児童・生徒の保護者（※交通費のみ対象となります。）

認定基準(予定)

令和5年の世帯の合計所得額が下記の表の認定基準所得額以下の方

(生活保護の適用世帯、就学援助費の認定世帯は除く)

世帯人数	認定基準所得額 (目安です。家族構成、年齢構成により異なります)
3人世帯	約560万円
4人世帯	約700万円
5人世帯	約790万円

認定基準

- ① 所得額 < 生活保護基準 × 2.5
- ② 所得額 ≥ 生活保護基準 × 2.5

支給額(予定)

①に該当する方は、学用品・通学用品購入費、学校給食費、修学旅行費など概ね保護者負担額の半額を支給します。(上限あり) ②に該当する方は、交通費の半額が支給対象になります。

学校教育法施行令第 22 条の 3(特別支援学校の対象とする障害の程度)

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもの のうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能 又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器等の使用に よっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に 援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活へ の適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基 本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観 察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態 が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- 備考 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力に
よって測定する
- 2 聴力の測定は、日本産業規格によるオーディオメータによる

上記に該当する場合は、申請に身体障害者手帳または療育手帳の写し、
および医師の診断書が必要となります。

詳細は教育委員会学務課へお問い合わせください。

TEL(072)-972-1697